

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年十月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月二十日

埼玉県本庄県土整備事務所長 飯 塚 雅 彦

| | |
|----------------------|--|
| <p>路 線 名</p> | <p>上里鬼石線</p> |
| <p>供用開始の区間</p> | <p>児玉郡神川町大字新宿字山神下二一七番一地从先から同郡同町大字新宿字山神下二一六番一地从先まで</p> |
| <p>供用開始の期日</p> | <p>令和二年十月二十日</p> |
| <p>備考</p> | <p>平成二十三年六月三日付け埼玉県本庄県土整備事務所長告示第四号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長二一・八メートル。</p> |